

規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の一部を改正する法律案
規制の名称	公益法人認定の基準等
規制の区分	<input checked="" type="radio"/> 新設 ・ 改正 (<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> 緩和) ・ 廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局	内閣府大臣官房公益法人行政担当室
評価実施時期	平成 6年 2月
1. 規制の目的、内容及び必要性	公益法人による、社会的課題解決の取り組みを促進する観点から、その活動の公益性を担保するための規律(財務規律、事業変更に関する手続き、情報開示等)を国民の信頼を確保しつつ、より、使いやすい制度に改めるもの。
2. 直接的な費用の把握	
① 遵守費用	<p>・外部理事等の義務化について、理事等を増員して対応する法人については、追加費用が発生する。明確な根拠を持った推計は困難であるが、抽出調査等に基づき、1%の法人が理事を1%の法人が監事を増員し、平均的な給与が支払われると仮定した場合の遵守費用は、以下の通り。</p> <p>年間遵守費用 = (4,331,000円 × 6.887法人) + (154,200円 × 90.113法人) + (4,331,000円 × 0.388法人) + (154,200円 × 96.612法人) = 60,301,020円</p> <p>・その他、経理方法の変更、自律的ガバナンスに関する取組みの記載について、現在の事務が変わることにより、追加費用の発生があり得る。</p>
② 行政費用	<p>当該規制の対象となる公益法人は、従前から、内閣府及び都道府県による指導・監督が行われている。当該規制の対象となる公益法人は約9700あり、うち約2600が内閣府、約7100が各都道府県の所管となっているが、従前から、これら全ての公益法人に対して内閣府及び都道府県による指導・監督が行われている。</p> <p>今般の措置により、変更認定申請の審査など審査業務を簡素化((2)による認定手続の減少)と事後チェックの重点化等(③(3)(i)及び(ii)への適合の確認)による事務負担増の双方の効果を見込んでおり、行政費用が大きく変動するとは考えていない。なお、公益法人制度全体としては、新規認定による公益法人数の変動や活動の活性化による行政需要の増加に伴う行政費用の増は想定され得るところである。</p>
3. 副次的な影響及び波及的な影響の把握	<p>・本改正は、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告」」に基づくものであるが、当該報告について実施されたアンケート調査では、概ね肯定的な評価が得られている。</p> <p>・また、公益法人の自由度拡大に伴い、一部の法人において監督を要する事象が発生する可能性も考えられるが、透明性の向上や行政庁による監督の見直しも併せて検討していることから、その影響は限定的と考えられる。</p>
4. その他の関連事項	<p>当該改正案は、「新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議「最終報告」」に基づくものであるが、同会議における計11回にわたる議論では、内閣府大臣官房公益法人行政担当室が毎年作成・公表する、「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」に基づき、公益法人の活動状況を定量的に把握した資料が事務局説明資料として提供されている。また、上記3に記載のアンケートやパブリック・コメント等の公益法人等の意見を踏まえつつ制度設計を行っている。</p>
5. 事後評価の実施時期等	<p>今般の公益法人制度改革は、法律及びこれに基づく政省令・ガイドライン等の見直しに限らず、審査・監督の在り方を含め制度運用を全般的に見直すものであり、その目的は、「民による公益の増進」という公益法人行政担当室の施策目標そのものである。このため、当室が実施している、施策単位の政策評価と併せて事後評価を実施することを予定している(令和9年度評価実施予定)。</p>
備考	